

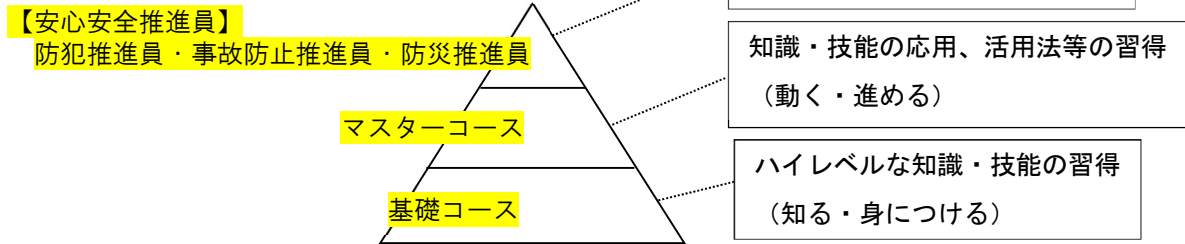
令和8年度鹿児島市安心安全アカデミーの概要

1 目的

地域における安全の確保に関する自主的な活動の推進を図るため、地域の自主的な事故防止、防災等の活動を推進していくリーダーを育成する「鹿児島市安心安全アカデミー」を開催する。

また、マスターコースの修了者のうち、希望者を「安心安全推進員」に委嘱し、市と協働で安心安全なまちづくりを推進する。

2 コンセプト



3 事業概要

(1) コース、定員等

コース名	定員	受講対象者
基礎コース	120名	—
マスターコース	40名	基礎コース修了者

(2) 講座回数 各コース8回（1回当たり2～3時間を基本とする。）

(3) 受講料 無料（ただし、一部教材は自己負担）

(4) 講座内容（案）

基礎コース	
【防犯・事故防止の分野】 ○犯罪、事故の発生状況と取組 ○子ども、女性が巻き込まれる犯罪 ○地域安全マップの作成 ○インターネット犯罪、特殊詐欺 ○自転車の安全利用 ○危険運転対策 ○暴力団排除の取組 など	【防災の分野】 ○自然災害のしくみと備え ○災害時の対応 ○防災マップの作成 ○地域での防災活動（自主防災組織） ○災害情報の収集 ○避難所の設置と運営 など ※防災士試験受験資格の要件を満たすこととする。
【共通】 地域における活動の進め方、救命救急 など	

マスターコース	
【防犯・事故防止の分野】 ○防犯と再犯防止 ○セルフディフェンス ○危険予知、危険回避 ○事故防止のための運転技術 ○交通安全指導の方法 ○危険箇所マップの実践的活用 など	【防災の分野】 ○自主防災組織結成方法 ○桜島火山爆発対策 ○災害時対応の実践 ○避難所の円滑な運営（HUG） ○被災者、災害ボランティアの講話 など
【共通】 地域の安心安全リーダーとしてのコミュニケーション方法、 被害者や被災者の心のケア など	
<ul style="list-style-type: none"> ・各分野の講座のうち1回は、より専門的で質の高い講座とするため、著名な講師による講座を実施する。 ・防災分野のうち1回は公開講座とし、防災士資格取得者のスキルアップ講座としての役割も担うこととする。 ・マスターコースの講座のうち、対応可能な講座については、安心安全推進員も受講させるものとする。（案内や受講者の選定は安心安全課で行い、受付や資料の配付については、他の受講者と同様に受託業者が行うこととする。）。 	

4 実施方法

業務委託

（講座・カリキュラムの作成、講師の確保、アカデミーの運営など業務の一部を委託）

※業務分担

市	業者
○講座内容の設定 ○日程の設定 ○会場の確保 ○受講者の募集（業者と連携） ○防災士資格取得にかかる 各種とりまとめ	○講座、カリキュラムの作成 ○講師の確保 ○受講者の募集、受付、受講決定通知の発送（市と連携） ○テキスト、教材等の準備 ○アカデミーの運営（司会、進行、ネーム・出席簿作成管理、 受講生との事務連絡、アンケート集約など） ○修了証の発行 ○防災士資格取得試験の開催（防災士機構との連絡調整）など

5 日程・会場について（案）

(1) 日程

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
基礎コース	9/21 (月)	10/10 (土)	10/12 (月)	11/29 (日)	12/5 (土)	12/13 (日)	12/19 (土)	1/10 (日)
マスターコース	9/21 (月)	10/10 (土)	10/12 (月)	11/29 (日)	12/5 (土)	12/13 (日)	12/19 (土)	1/17 (日)

(2) 会場

かごしま市民福祉プラザ大会議室・中会議室

※マスターコースにおいても可能な限り大会議室で実施

6 予算上限額

2, 770, 570円

7 今後のスケジュール（案）

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 業者選定委員会 | 4月15日（水） |
| (2) 企画提案競技参加者資格等告示 | 4月21日（火）～5月1日（金） |
| (3) 企画提案競技参加者資格等審査 | 4月21日（火）～5月1日（金） |
| (4) 質問期限 | 5月15日（金） |
| (5) 企画書提出期限 | 5月22日（金） |
| (6) 業者選定委員会 | 5月27日（水） |
| (7) 業務委託契約、打合せ等 | 5月下旬～ |
| (8) 受講生募集（両コース） | 7月1日（水）～8月21日（金）消印有効 |

<参考>

1 受講者の募集方法

基礎コース	市広報紙、ホームページ、SNS等で募集し、定員を超えた場合は抽選とする。
マスターコース	基礎コース修了者を対象に直接募集し、定員を超えた場合は抽選とする。

2 安心安全推進員の委嘱

- (1) 市は、マスターコース修了者を安心安全推進員に委嘱する。推進員は無報酬とする。
(任命行為ではないので、委嘱により地方公務員としての身分を持つものではない。)
- (2) 市は、安心安全推進員に委嘱状及び身分証明書を交付する。
- (3) 市は、「安心安全推進員連絡協議会」を支援するとともに、安心安全推進員の安心安全に係る活動に対し協力する。
- (4) 安心安全推進員は、市と協働で安心安全まちづくりを推進する。
- (5) 安心安全推進員は、安心安全に関する情報交換等を行うとともに、市民運動に繋がるような活動を行う。